

平成29年4月1日

## 取引先各位が所有しエマルシェ建物内に 残置している什器・備品類について

取引先各位が所有しエマルシェ建物内に残置している什器・備品類（以下「本件什器等」といいます。）の取扱いについて告知させていただきます。

取引先各位が、本件什器等につきまして、引き取り・搬出を希望される場合は、平成29年4月7日までに破産管財人あてご連絡ください。その上で、平成29年4月14日までに搬出をしていただきます。

平成29年4月7日までに引き取り・搬出の申し出がない場合には、取引先各位が本件什器等の所有権を放棄したものとして、破産管財人が処分等を行うこととなります。

（破産管財人連絡先）

破産管財人室コールセンター（ひろむ法律事務所）

電話022-261-6111